

辰野町実践型インターンシップ活用促進事業実施要綱

平成 27 年 7 月 1 日

告示第 17 号

(目的)

第1条 この要綱は、町が実践型インターンシップ活用を促進するための事業（以下「実践型インターンシップ活用促進事業」という。）を実施することにより、中小企業等の事業者の経営革新を図り、事業組織の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実践型インターンシップ 学生が一定の期間内に町内の事業所等において、中小企業等の事業者が設計したプロジェクトの成功に向けて取り組み、起業家的な思考や行動特性、問題発見能力や解決能力の獲得ができる制度をいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第 108 条に規定する短期大学又は同法第 124 条に規定する専修学校又は海外の大学等（以下これらを「大学等」という。）に在籍する者をいう。
- (3) 中小企業等の事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人等の事業者及び個人事業者とし、かつ、町内に実践型インターンシップの実施が可能な事業所を有する者をいう。

(事業者の登録)

第3条 実践型インターンシップ活用促進事業に賛同し、学生の受け入れを希望する中小企業等の事業者（以下単に「事業者」という。）は、辰野町実践型インターンシップ活用促進事業実施事業者登録申込書（様式第 1 号）を町長に提出し、実践型インターンシップを実施する事業者として登録するものとする。

2 町は、前項の規定による申し込みがあったときは、事業者が行うプロジェクトの設計や学生の募集等、実践型インターンシップ活用に協力するものとする。

(学生の参加申し込み等)

第4条 実践型インターンシップ活用促進事業に参加を希望する学生は、事業者と実践型インターンシップを行う時期、内容その他必要な事項について協議を行い、辰野町実践型インターンシップ活用促進事業参加申込書（様式第 2 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その写しを事業者に提出するものとする。

(受入の期間及び時間)

第5条 実践型インターンシップの実施期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下とし、就業時間は事業者の就業規則に定める時間内とする。

(災害補償等)

第6条 事業者は、実践型インターンシップに参加する学生（以下「実習生」という。）に対し、実践型インターンシップ活動支援金（以下「支援金」という。）の支給及び災害補償を行うものとする。

2 事業者は、実践型インターンシップ実施期間における実習生に係る事故及び傷害等に対処するために必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第7条 実習生は、実践型インターンシップ実施期間中に知り得た事業者の秘密を他に漏らしてはならない。実践型インターンシップ実施期間の終了後も同様とする。

（報告）

第8条 事業者は、実習生の実践型インターンシップ実施期間終了後速やかに、辰野町実践型インターンシップ活用促進事業実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 実践型インターンシップ活用内容がわかるもの

（2） 実習生に支給した支援金の額がわかるもの

（3） その他町長が特に必要と認めるもの

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。